

中期計画の策定及び評価等に関する規程を次のように定める

平成27年4月1日

独立行政法人日本学生支援機構

理事長 遠藤 勝裕

中期計画の策定及び評価等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）における中期計画の策定及び評価等の工程について定めることにより、適切かつ確実な計画策定及び評価等を行い、もって中期目標の達成を図ることを目的とする。

(中期計画の策定)

第2条 理事長は、文部科学大臣が指示する中期目標に基づき中期計画策定に必要な事項を検討し、業務実績の評価及び中期計画の達成状況等を踏まえ、次期中期計画案を作成する。

2 中期計画は、理事会の審議を経て、理事長が決定する。

(中期計画策定プロジェクト・チーム)

第3条 理事長は、機構の中期計画策定に当たり、作業を円滑に進めるため、政策企画を担当する理事を主査とする中期計画策定プロジェクト・チーム（以下「PT」という。）を設置し、作業にあたらせることができる。

2 PTは、主査が指名するものにより構成する。

3 PTの事務局は、政策企画部総合計画課に置く。

(中期計画の変更)

第4条 中期計画の変更に当たっては、第2条の規定を準用する。この場合において、同条第1項中「中期計画策定」とあるのは「中期計画変更」と、「次期中期計画案」とあるのは「中期計画変更案」と、同条第2項中「中期計画」とあるのは「中期計画の変更」と読み替えるものとする。

(年度計画の策定)

第5条 各部等（組織運営規程（独立行政法人日本学生支援機構平成16年規程第10号）第6条又は第4章の2の規定により設置される組織をいう。以下同じ。）の長は、中期計画が求める目標の達成に必要な当該事業年度の措置について、文部科学大臣の評価結果等を踏まえ、所掌する業務に係る当該事業年度の年度計画案を作成する。

2 政策企画部総合計画課は、年度計画案の取りまとめを行う。

3 年度計画は、理事会の審議を経て、理事長が決定する。

(年度計画の変更)

第6条 年度計画の変更にあたっては、前条の規定を準用する。この場合において、同条第1項及び第2項中「年度計画案」とあるのは「年度計画変更案」と、同条第3項中「年度計画」とあるのは「年度計画の変更」と読み替えるものとする。

(年度目標値の策定)

第7条 各部等の長は、文部科学大臣が定める中期目標期間に達成すべき定量的目標及び定量的指標の達成に向け、各年度に達成すべき目標値（以下「年度目標値」という。）の案を作成し、政策企画部総合計画課に提出する。

2 理事長は、独立行政法人日本学生支援機構評価委員会規程（平成16年規程第37号）第1条に定める委員会（以下「評価委員会」という。）に諮り意見を聴取した上で、年度目標値を決定する。

(進捗管理体制)

第8条 各部等は、中期計画及び年度計画の進捗状況を適切に把握し、業務の見直しを行う。

2 各部等の長は、年度上期終了時に、中期計画及び年度計画を確実に達成するため、進捗状況、課題等を、政策企画部総合計画課に提出する。

3 政策企画を担当する理事は、前項の報告について、適宜、ヒアリング等により確認する。

(業務実績の評価)

第9条 各部等の長は、各事業年度終了時に、年度計画に係る当該事業年度の業務実績の取りまとめ及び当該業務実績に係る自己評価を実施し、政策企画部総合計画課に提出する。中期目標期間の最終年度においては、中期目標期間の終了時に見込まれる業務実績の取りまとめ及び当該業務実績に係る自己評価、中期目標期間の終了時においては、中期目標期間における業務実績の取りまとめ及び当該業務実績に係る自己評価を、併せて実施する。

2 理事長は、各部等の業務実績及び自己評価を評価委員会に諮り、意見を聴取した上で、理事会の審議を経て、自己評価を決定する。

(評価結果の反映)

第10条 理事長は、前条の業務実績評価及び文部科学大臣が実施する業務実績の評価の結果を、中期計画、年度計画の策定、機構内の資源配分その他の機構の経営に適切に反映させる。

2 各部等は、業務実績評価の結果を踏まえ、課題を把握・分析し、適宜、業務の見直しや適正化を図る。

(文部科学省との調整)

第11条 機構は、前各条（第1条及び第8条を除く。）で定める事項については、必要に応じて文部科学省と調整の上、実施する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成29年規程第11号） 抄
(施行期日)

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成31年規程第4号）
この規程は、平成31年3月25日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構令和元年規程第14号）
この規程は、令和2年1月1日から施行する。